

## まず財産の棚卸を

7月1日に毎年恒例の路線価が国税庁より公表されました。今年は昨年より下落幅が拡大し、全国平均で-8%となりました。大阪府では-9.4%と全国平均よりも下落率が高く、特に大阪市内の駅前一等地では軒並み-20%前後と大きく下落しています。面白いのは、神戸市の長田区若松町です。近畿圏の最高路線価では唯一横ばいで、昨年秋に完成した「鉄人28号」の像が地価を下支えしているといえます。JR新長田駅前の「鉄人28号」は高さ15.6mで総工費1億3,500万円、阪神大震災後の復興のシンボルとして建てられたもので、新しい観光名所として週末には多くの観光客が集まるそうです。バブルの頃「ふるさと創生事業」として全国の市町村に1億円を配った政策がありましたが、多くのムダ遣いが指摘されたのを思い出しました。しかし、この「鉄人28号」同じ1億円でも費用対効果も高い非常に良いアイデアだと思います。

さて、この時期お盆で帰省される方やご先祖様のお墓参りなど、日頃離れて暮らす老親や親類と顔を合わせる機会も多くなり、親や自身の相続について考えられる方も多いのではないのでしょうか。「自分は相続税がかかるほど財産を残さないから関係ないよ」と思われる方も多いでしょうが、「相続」と「相続税」とを混同してはいけません。

「相続税」は現在我が国で年間100万人くらいの方が亡くなっている中で課税対象になる方は約4万人と率にするとわずか4%で、非常に限られた資産家の方しか課税されない税金です。実はこの4%の分母、つまり亡くなる方の中には幼児などの若年者及び女性の方も当然含まれるので、実態はもっと率は高く、穿った見方をすれば、財務省が相続税の対象を広げる意図かどうかわかりませんが公にはよく使われる数字です。実際今年度の税制改正では相続税が一部増税されましたし、今後の改正も増税の傾向は続くと思われま

一方、「相続」の方は誰でも何回かは経験します。自分や配偶者の両親や兄弟、女性の方であれば自身の夫等、年齢の順番による身近な方の死は即遺産相続の問題が絡んできます。相続税がかからなくても遺産相続という問題は避けて通ることのできない問題です。特に財産が自宅とわずかな預貯金しかないという場合のように、少ない財産程揉める事例が多いと聞きます。

私は年間2~3件の相続税の申告を他の税理士さんとの提携などで携わっておりますが、「相続対策」というのは相続税を安くすることよりも、「争族対策」つまり争いを事前に防ぐということが最重要で、2番目には「納税資金対策」つまり死亡後10カ月以内に原則現金で納める必要のある相続税を納められるように準備するという、最後に相続税を安くするための「相続税(軽減)対策」ということになります。

バブルの頃、税金を引き下げる「相続税対策」に気を取られ、結果的に争いの増幅や、不動産や株式の下落で安くなった税額よりも損失額が大きくなった事例を山ほど見ました。従って、「相続対策」と「相続税対策」とは意味が異なりますので、私はいつもこの言葉を使い分けています。「相続対策」は上位4%の方のみではなく多くの方が関わってくることは強調します。

財産より借入金が多い場合も相続の問題が絡んできます。遺産相続というのは、+の財産も継承しますが、-の財産である借入金や保証債務なども引き継ぐこととなります。財産よりも借入金の方が多い、つまり-の財産を引き継いでしまう場合は、死亡後3カ月以内に家庭裁判所にて「相続放棄」の手続きをとれば免れることができます。注意しなければいけないのは、兄弟のうち独身で子供もいない方が亡くなった場合は、その別の兄弟が法定相続人となります。もし、亡くなった兄弟が多額の借入金を抱えていた場合は、放っておくと多額の借金の取り立てが自分の所に来ることになるので、亡くなった場合にはすぐに書類などで確認し、借入金の方が多いようであれば3カ月以内に「相続放棄」をして防御する必要があります。

まず、「相続対策」の第一歩は自分の財産を棚卸すること。第2にその財産と事業主であれば事業を誰に承継させるかを考えること。第3にその思いを遺言書にきちんと残しておくこと。この3つが「争族対策」の基本です。平均寿命が延びた昨今、まだまだ先のことだからではなく、元気なうちにやるのが「相続対策」です。子供の方からはなかなか切り出しにくいので、財産を残される方は先送りせず今の意志を残して置くという理解が必要になります。